

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和 7 年12月17日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長 酒井 浩二

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 40

○第23号

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 令和 7 年度指宿港海岸（湯の浜地区）突堤（摺ヶ浜）築造工事（電子契約対象案件）
- (3) 工事場所 指宿港海岸湯の浜地区
- (4) 工事内容 本工事は、指宿港海岸（湯の浜地区）突堤（摺ヶ浜）の共通工、構造物撤去工、基礎工及び被覆工を施工するものである。
- (5) 工期 契約締結日から令和10年 1 月14日まで
- (6) 本工事は、入札時に技術提案等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(技術提案評価型（W T O 型）)の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (8) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。
- (9) 本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任(監理)技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が、2. 競争参加資格に定める同種工事（地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に限る）の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。
- (10) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）
- (11) 本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (12) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (13) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (14) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
- (15) 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
- (16) 本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。
- (17) 本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」を落札者が選択することが出来る対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
- (18) 本工事は、施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要に応じて工期の延伸を可能とする荒天リスク精算型の試行工事である。
- (19) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用するICT活用工事（発注者指定型）である。
- (20) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、BIM/CIM（Building/Construction Information Modeling, Management）を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするBIM/CIM適用工事（発注者指定型）である。
- (21) 本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
- (22) 本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (23) 本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取り組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
- (24) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- (25) 本工事は、工事検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。
- (26) 本工事は、令和6年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。
- (27) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書の内容を十分に確認すること。
- (28) 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者

- (以下、「配置予定技術者」という。)の途中交代を認める試行工事である。
- (29) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性をチェックする試行工事である。
- (30) 本工事は、落札決定後に「予定価格(税抜き)、予定価格(税抜き)の積算内訳、調査基準価格、落札理由(総合評価方式)」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、HPにより公表する。
- (31) 本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。
- (32) 本工事に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る令和7年度補正予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を含む)であること。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
- (3) ① 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を含む)にあつては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事に係る客観点数が1,150点以上の者であること。)
- ② 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事に係る客観点数が850点以上の者であること。)
- (4) ① 特定建設工事共同企業体のすべての構成員又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあつては、平成22年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工実績を有する者であること。
- ・突堤、防波堤、岸壁(物揚場を含む)、護岸、又は離岸堤における捨石(基礎・被覆・裏埋・裏込雑石を含む)工事
- ② 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうちいずれか1社が、平成22年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工実績を有する者であること。
- ・突堤、防波堤、岸壁(物揚場を含む)、護岸、又は離岸堤における捨石(基礎・被覆・裏埋・裏込雑石を含む)工事
- さらに、他の構成員は、平成22年度以降に元請けとして、次の同種工事の施

工実績を有する者であること。

・突堤、防波堤、岸壁（物揚場を含む）、護岸、又は離岸堤における捨石（基礎・被覆・裏埋・裏込雑石を含む）工事

なお、①及び②において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

なお、本工事で申請できる配置予定技術者は1名とする。

- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- ② 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成22年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工経験を有する者であること。

・突堤、防波堤、岸壁（物揚場を含む）、護岸、又は離岸堤における捨石（基礎・被覆・裏埋・裏込雑石を含む）工事

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

- ③ 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか1社が、平成22年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工経験を有する者であること。

・突堤、防波堤、岸壁（物揚場を含む）、護岸、又は離岸堤における捨石（基礎・被覆・裏埋・裏込雑石を含む）工事

- ④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②及び③において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

- (6) 配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

また、本工事で申請できる技術指導者は1名とする。

- ① (5) に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

- ② 別件工事で専任配置されていないこと。

- ③ 定期的に配置予定主任（監理）技術者の指導を現場にて行うこと（1回／週程度）

※技術指導者を配置する場合の配置予定主任（監理）技術者等未経験者に求める競争参加資格要件は、(5) に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。また、配置予定主任（監理）技術者が(5) に掲げる同種工事の施工経験を有する場合、技術指導者を配置することはできない。

また、配置予定の主任（監理）技術者（技術指導者を配置する場合は、当該技術指導者を含む）は、2（5）（又は2（6））に掲げる基準を満たす他の技術者に変更することができる。

- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 本工事に係る技術提案の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案を提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

以上のとおり、提出された技術提案又は施工計画（標準案）が適正であること。

- (10) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2（3）の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

入札参加者は、価格及び本工事における施工体制、技術提案、賃上げの実施に関する評価及びワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価をもって入札を行い、下記3（1）の要件に該当する者のうち、下記3（2）によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、下記3（3）による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

(1) 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。
- ③ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(2) 評価項目と評価基準

- ① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

評価項目は次のイ)～ニ)とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、施工体制評価点の合計は最大で30点とし、加算点の合計は最大で65点とする。

イ) 施工体制

ロ) 技術提案

ハ) 賃上げの実施に関する評価

ニ) ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価

(3) 上記3(1)において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

(4) 技術提案書の作成及び通知

① 技術提案書等は、入札説明書に基づき作成するものとする。

② 技術提案又は施工計画（標準案）の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。

(5) 技術提案書作成説明会は行わない。

(6) ヒアリングの実施

① 技術提案書

技術提案書のヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場所、日時等の必要事項は別途通知する。

② 施工体制の審査

技術提案書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

(7) 評価の担保

① 受注者が競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行う。（入札説明書参照）

なお、技術提案が履行できなかった場合は、請負工事成績評定の減点に加え、違約金の徴収を行う。（入札説明書参照）

② 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情により設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 九州地方整備局総務部経理調達課契約管理第一係 森田 恵
電話 092-418-3345

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：別表1. ①に示す期間。

② 交付方法：電子入札システム及び入札情報サービスより交付する。

入札情報サービスホームページアドレス

<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

③ ②に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記4(1)

の担当部局において交付する。

交付期間：別表 1. ②に示す期間。

(3) 申請書、資料及び技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：別表 1. ③に示す期間。

②提出場所：上記 4 (1)に同じ。

③提出方法：電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は提出場所へ持参すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送すること。

① 電子入札システムによる入札の締切

締切日時：別表 1. ⑤に示す期日。

② 紙による入札の締切

締切日時：上記①に同じ。

提出方法：九州地方整備局総務部経理調達課まで持参。

③ 郵送による入札書の受領期限

締切日時：上記①に同じ。

郵送先：九州地方整備局総務部経理調達課。

開札は、別表 1. ⑥に示す日時に九州地方整備局総務部経理調達課入札室にて行う。

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

提出期間：別表 1. ④に示す期間。

提出場所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 九州地方整備局総務部経理調達課調達係 電話 092-418-3345

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行 福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 九州地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 九州地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料又は技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申

請書の差し替えは認められない。

- (5) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は設計図書等による。
- (6) 手続における交渉の有無 無
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記 4 (3) により申請書、資料及び技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 4 月 11 日付国土交通省東北地方整備局副局長他 7 者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、上記 4 (1) においても当該決定に係る申請を受け付ける。
- (11) 本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
- (12) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: SAKAI Koji, Vice Director General Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract: Construction works of the groyne (Surigahama) at Yunohama area in Ibusuki Port Coast.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 20 January 2026
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 11:00 2 March 2026 (tenders brought with 11:00 2 March 2026 or submitted by mail: 11:00 2 March 2026)
- (6) Contact point for tender documentation: Morita Megumi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-10-7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812-0013 Japan.
TEL 092-418-3345

別表 1 本入札手続きに係る期間等

① 入札説明書の交付期間

令和 7 年12月17日から令和 8 年 3 月 2 日（最終日は17時00分まで）。

② 入札説明書の交付期間（書面により交付を希 望する場合）

令和 7 年12月17日から令和 8 年 3 月 2 日までの（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第 1 条に定める行政機関の休日を除く（以下「休日等」という。）） 9 時30分から17時00分まで。

③ 申請書及び資料等の提出期間

令和 7 年12月18日から令和 8 年 1 月20日まで。

④ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間

令和 8 年 2 月 5 日から令和 8 年 3 月 2 日まで
（利付国債の提供の場合は令和 8 年 2 月18日まで）

⑤ 入札書の締切日時

令和 8 年 3 月 2 日 11時00分

⑥ 開札の日時

令和 8 年 3 月 5 日 13時30分

公 示

九州地方整備局が発注する令和7年度指宿港海岸（湯の浜地区）突堤（摺ヶ浜）築造工事は特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）による一般競争により行うこととし、当該特定建設工事共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法を次のとおり公示します。

令和7年12月17日

九州地方整備局副局長 酒井 浩二

1. 工 事 名 令和7年度指宿港海岸（湯の浜地区）突堤（摺ヶ浜）築造工事
2. 工事場所 指宿港海岸湯の浜地区
3. 工事概要 本工事は、指宿港海岸（湯の浜地区）突堤（摺ヶ浜）の共通工、構造物撤去工、基礎工及び被覆工を施工するものである。
4. 工事区分 港湾土木工事
5. 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
 - (1) 受付場所
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
九州地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理第一係 TEL 092-418-3345
 - (2) 受付期間
令和7年12月18日（木）から令和8年1月20日（火）までの（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条に定める行政機関の休日を除く）9時30分から17時00分までとし、最終日については11時00分までとする。
6. 共同企業体の構成員の数、資格要件等
 - (1) 構成員の数
構成員の数は、2社又は3社とする。
 - (2) 構成員の組合せ
構成員の組合せは、当職による当該工事区分に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
 - (3) 構成員の資格要件
すべての構成員が、当該工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
 - (4) 出資比率
すべての構成員が、構成員の数が3社の場合は20パーセント以上、構成員の数が2社の場合は30パーセント以上の出資比率でなければならない。

(5) 代表者の要件

代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。

(6) 有効期間

特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

① 発注工事の契約の相手方となった者

競争参加資格が決定されたときから工事の請負代金の完工払をしたときまで

② 発注工事の契約の相手方とならなかった者

競争参加資格が決定されたときから契約の相手方が確定したときまで

7. 資格審査申請書類

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）

(2) 共同企業体協定書の写し

8. 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

9. その他

(1) 共同企業体の名称は、構成員の数が3社の場合は「〇〇・〇〇・〇〇（会社名等）特定建設工事共同企業体」とし、構成員の数が2社の場合は「〇〇・〇〇（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 共同企業体の資格審査申請をする方は、併せて支出負担行為担当官九州地方整備局副局長が公告する入札参加資格の確認を受けること。

(3) 申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。

5. (1)に同じ

令和 年 月 日

九州地方整備局副局長 殿

九州地方整備局副局長 殿

代表者氏名 印

7. 担当者

* 5.、6.、7. は、代表者の番号、担当者を記載すること。

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定書

(目 的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 九州地方整備局発注に係る〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名 称)

第 2 条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3 ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社 〇〇支店

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社 〇〇支店

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、〇〇株式会社〇〇支店を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 当企業体の各構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する責務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社 〇〇支店
〇〇支店長 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社 〇〇支店
〇〇支店長 〇〇 〇〇 印

許可を受けている建設業

構 成 員	許可番号及び許可年月日	許可を受けた建設業
〇〇株式会社	建設大臣許可特一〇 (又は国土交通大臣) 第〇〇号 平成〇年〇月〇日	
〇〇株式会社	建設大臣許可特一〇 (又は国土交通大臣) 第〇〇号 平成〇年〇月〇日	

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社 〇〇支店
〇〇支店長 〇〇 〇〇 ㊟

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社 〇〇支店
〇〇支店長 〇〇 〇〇 ㊟

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

九州地方整備局発注に係る下記工事については、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1. 工事名称
2. 出資の割合 〇〇株式会社 〇〇%
〇〇株式会社 〇〇%

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社 〇〇支店
〇〇支店長 〇〇 〇〇 ㊟

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社 〇〇支店
〇〇支店長 〇〇 〇〇 ㊟